平成２５年（フ）第３６３号
京都市上京区今出川通堀川東入飛鳥井町259番地　ファーストコート御所西４Ｃ
債務者　瀧井　勝久
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７３号
香川県高松市昭和町１丁目５番15―202号　コーポＡ＆Ａ
債務者　江原幸信（旧通称江原幸伸）こと　姜幸伸
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３３４号
佐賀県佐賀市新栄東４丁目１番１号　ハイツ清本201、申立時の住所佐賀県佐賀市新栄東２丁目２番10―601号
債務者　中原　瑞恵
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８８号
佐賀県佐賀市水ケ江１丁目６番12号
債務者　原　トシエ
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島298番地３　サンハイツ城東101号
債務者　田中真由美（旧姓納戸）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
愛知県岡崎市森越町字三円52番地３　ハイツパー72Ｄ―103
債務者　中嶋美智子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
愛知県豊田市宮町３丁目28番地１　サンハイツＮ’Ｓ102号、前住所愛知県豊田市三軒町２丁目40番地11
債務者　舩﨑ユリエ
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
愛知県岡崎市小久田町字落34番地、前住所愛知県西尾市志籠谷町山崎31番地３
債務者　荻野　智仁
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
愛知県安城市三河安城南町１丁目12番地８　Ｔ―ＧＲＡＴＩＴＵＤＥ205
債務者　宮村一二三（旧姓森）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第９２号
奈良県橿原市南八木町３丁目４番43号　コーポ日の出107号
債務者　南浦　隆夫
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠358番地の１　サン・ヴァンカンＡ101
債務者　高橋　大輔
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１５９号
埼玉県八潮市八潮２丁目17番地12　ラパークオギノ106
債務者　山下　寛樹
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
埼玉県草加市青柳６丁目45番３号
債務者　高橋　良子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
千葉市若葉区西都賀２丁目12番14号　パークサイド西都賀105号
債務者　樫村　美紀
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０７号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1538番地107
債務者　小林　　静
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６７号
千葉県佐倉市大篠塚710番地
債務者　池田　孝仁
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３号
千葉県香取郡東庄町新宿1308番地
債務者　池田　一男
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
千葉地方裁判所佐原支部